

# 一般社団法人日本 e スポーツ連合 地方支部団体規約

## 第 1 章 総則

### 第1条 (目的)

本規約は、e スポーツに関する各都道府県を代表する機関として、一般社団法人日本 e スポーツ連合(以下「本部」という。)と相互の親睦を図り、共同して各都道府県における e スポーツを統括し、その普及振興を行い、国内 e スポーツの発展に寄与するための地方支部団体(第 2 条に定める。)を設置すること、及び、地方支部団体に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (地方支部団体の認定及び規約の遵守)

1. 本部は、理事会の承認により、各都道府県において 1 つの法人又は団体を、当該都道府県における支部として認定することができる。
2. 前項により認定を受けた法人又は団体を「地方支部団体」と呼称する。
3. 地方支部団体は、本規約及び本部が定める諸規程並びに本部が加盟する団体の規約その他の規程(但し、その性質上地方支部団体が遵守すべきものに限る。)を遵守する。
4. 本部は、第 1 項に基づき認定した各都道府県における地方支部団体について、その適格性について定期的に審査を行う。

## 第 2 章 地方支部団体の活動及び組織

### 第3条 (地方支部団体の活動内容)

地方支部団体は、各都道府県における e スポーツを統括し、その普及振興を行い、国内 e スポーツの発展に寄与する団体として、該当する各都道府県において以下の活動を行うよう努める。

- (1) e スポーツに関する諸活動の統括
- (2) 他の地方支部団体との交流及び共同活動の企画・運営
- (3) e スポーツ競技会の開催
- (4) e スポーツの普及・活用状況の調査及び研究
- (5) その他地方支部団体の趣旨に合致する活動

### 第4条 (組織)

1. 地方支部団体は、原則として非営利型の理事会設置一般社団法人又はこれに類する公益性を持つ法人格を有しなければならない。

2. 地方支部団体は、代表者 1 名及び本部との連絡担当者 1 名を含む 3 名以上の人員を配置しなければならない。但し、各都道府県における e スポーツの普及状況等に鑑み、事業遂行上支障が生じないと本部が認めた場合には、その限りでない。
3. 地方支部団体の名称は、原則として、それぞれの地方支部団体が存する各都道府県名の後ろに「e スポーツ連合」を組み合わせた形とする。但し、本部が認めた場合には、「日本 e スポーツ連合支部」を併記する場合に限り、異なる名称を表示することができる。
4. 各都道府県における e スポーツの普及状況等に鑑み、本部が認めた場合は、法人格を持たない団体を地方支部団体(以下「非法人地方支部団体」という。)として認定することができる。非法人地方支部団体は、地方支部団体としての認定を受けた後 1 年以内を目安として、可能な限り速やかに第 1 項に定める法人を設立する等して、本規約に適合するよう努める。

### 第 3 章 地方支部団体の遵守事項等

#### 第5条 (地方支部団体の表示事項)

1. 地方支部団体は、活動に当たっては一般社団法人日本 e スポーツ連合の地方支部団体であることを対外的に表示するよう努める。なお、地方支部団体は、当該活動に必要な範囲内において、本部が別途定めるロゴ使用に関する規程に基づいて、本部の名称及びロゴを使用することができる。
2. 地方支部団体は、第三者との間で事業遂行上必要な契約の締結その他の行為をする際には、当該第三者に対して、契約の締結その他の行為の主体が地方支部団体であり、本部たる一般社団法人日本 e スポーツ連合は契約当事者に当たらないことを明示するものとする。また、本部は、地方支部団体と第三者との間の契約の締結その他の行為によって地方支部団体に生じた責任を一切負わない。

#### 第6条 (各種資料の本部への提出)

1. 地方支部団体は、別途本部が定める様式により、事業年度ごとに、以下の各号に定める各書類を作成し、以下の各号に定める期限までに本部に対して提出しなければならない。なお、これらの書類については、地方支部団体でなくなってから 3 年が経過するまでの間保管しなければならない。
  - (1) 事業計画及び予算： 各事業年度の開始後 1 か月以内
  - (2) 支部最新情報確認書： 各事業年度の開始後 1 か月以内
  - (3) 事業報告書及び決算報告書： 各事業年度の終了後 3 か月以内
  - (4) 社員総会、理事会その他これに準ずる重要な会議体の議事録： 各事業年度の終了後 3 か月以内

2. 本部は、地方支部団体の監督及び地方支部団体資格の検証に当たり必要と認める場合には、支部最新情報確認書その他本部が求める書類を、本部の定める期日までに提出するよう、地方支部団体に対して請求することができる。

#### 第7条 （変更事項の届出）

1. 地方支部団体は、以下の各号に定める事項を変更しようとする場合、本部に対して事前に届出を行い、承認を得なければならない。
  - (1) 地方支部団体の名称又はロゴ
  - (2) 役員及び代表者
2. 地方支部団体は、以下の各号に定める事項を変更した場合には、速やかに本部に対して届け出なければならない。
  - (1) 本部との連絡担当者
  - (2) 地方支部団体の定款その他地方支部団体の重要な事項を定める規約
  - (3) 地方支部団体(法人格を有するものに限る。)の登記事項

#### 第8条 （脱退・処分等）

1. 地方支部団体は、別途本部により定められる様式による脱退届を本部に提出し、本部が認めた場合に限り、地方支部団体を脱退することができる。
2. 本部は、地方支部団体が本規約に定める義務に違反した場合その他地方支部団体として適格性を欠くと本部が判断した場合は、事案の軽重に応じて、地方支部団体に対して以下の処分を行うことができる。
  - (1) 指導、勧告
  - (2) 地方支部団体の活動の一時停止
  - (3) 地方支部団体に関する認定の取り消し

#### 附則

#### 第1条 （施行日）

2018年12月11日 制定施行  
2019年6月19日 改定施行  
2021年5月1日 改定施行  
2021年7月26日 改定施行  
2024年5月24日 改定施行